

東京圏※ から下関市へ転入 された皆様へ

※東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
(条件不利地域を除く)

下関市移住支援事業(移住支援金)のご案内

東京圏から下関市内に転入された方が以下の対象要件を
満たす場合、**移住支援金**を支給します。

世帯で移住 **100万円**

単身で移住 **60万円**

対象要件

※次の①、②のいずれも該当する方が対象

①【移住元の要件】

※以下の全てに該当する方

- ・住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏に在住し、かつ東京23区に通勤していた方(※東京23区内の大学等への通学期間の加算も可)
- ・住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は通勤していた方

②【就業等の要件】

※以下のいずれかに該当する方

就業 ・山口県が運営する「やまぐち移住就業マッチングサイト」(<https://yamaguchi-matching.com/>)
に移住支援金の対象として掲載する求人にて新規就業した方

テレワーク ・所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により下関市に移住して生活し、かつ、
移住元の所属先企業等の業務を引き続き行う方

専門人材 ・山口県が行うプロフェッショナル人材事業又は内閣府が行う先導的人材マッチング事業を
利用して、山口県内の企業等に新規就業した方

創業 ・山口県が実施する「やまぐち創業補助金」の交付決定を受けた方



※下関市に転入をした日から3月以上1年以内の申請に限ります。

※「テレワーク」、「専門人材」は、令和3年4月1日以後に転入された方に限ります。

その他、詳細な要件等があるため、上記要件に該当する方は下記までご連絡ください

問合せ先

下関市総合政策部企画課 下関市南部町1番1号

☎ 083-231-1480 FAX 083-232-9569 メールアドレス: sskikaku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp